



第5回会合における構成員等から 事業者への質疑応答

2024年6月28日
事務局



アプリの審査時に、GDPRでは同意が求められないのに、Appleの許諾によって同意が求められることによって、開発者との間で、その部分について衝突したことがあるでしょうか。【太田構成員】

Apple Inc.

- 2018年、我々はGDPR成立後にガイドラインのアップデートをしております、同意の取得においては、そのほかの法的な根拠があれば、それを認識して取り込むということになっています。デバイス上で使われる情報の種類として同意が必要なものというのは、ほかにも位置情報や写真/カメラ情報、ブルートゥース情報など、これらへのアクセスも、実際これは同意がないと取得することができません。

In-Appブラウザーを経由して取得されるデータについては、審査のガイドラインや、ディベロッパープログラム使用許諾契約などにおいて特に言及がないという認識なのですが、それは正しいでしょうか。また、プライバシーニュートリションラベルについて、プライバシーマニフェストの仕組みを導入したと思います。プライバシーマニフェストには、In-Appブラウザーを介して利用する、ブラウザーから取得されるデータについての記載が求められていないと考えていますが、そのような認識で合っていますでしょうか。【太田構成員】

Apple Inc.

- ユーザーがアプリをダウンロードして、そのアプリにサインアップして使い始める、例えばフェイスブックやInstagramをダウンロードして使い始めて以降というのは、ユーザーと使っているアプリとの間の関係性においてデータなどがやり取りされるわけですが、そのような場合でも、App Storeの審査ガイドラインはそこにも適用されますし、アプリを提供する国のプライバシー関連の法規制をアプリが遵守するということが求められております。ユーザーから、例えばこのアプリが自分の国の法律にのっとっていないのではないかというクレームを上げた場合は、App Storeの審査チームが、そのクレーム内容をレビューいたします。
- SDKや外部のプログラム、インターフェース経由で取得したものに関しては、プライバシーマニフェストにおいて文書化することが求められていますが、例えばユーザーがアプリを使っている際に直接ユーザーから取得されるようなデータに関しては、プライバシーマニフェストの中への記載といったものは求められておりません。ただ、我々のプライバシーニュートリションラベルにおいては、それに関しても記載を求めています。



Appleさんのアプリについても、他社のアプリと同様の審査というのをされているのでしょうか。それとも開発部門は、審査内容を熟知しているということで、特に審査は行われていないのでしょうか。おそらく審査が行われているとは思いますが、審査が行われている場合、開発部門と審査部門は完全に独立した存在で、お互いに干渉することがないような体制になっているのでしょうか。【寺田構成員】

Apple Inc.

- Appleのアプリは2種類ありまして、ユーザーが最初にデバイスを使い始めるときに最初から入っているファーストパーティーアプリと、ユーザーがApp Storeに行って、そこからダウンロードすることができるセカンドパーティーアプリという、2種類のアプリがあります。今お話しした、アプリストアから、後からダウンロードしてくるタイプのセカンドパーティーアプリに関しては、Appleのセカンドパーティーアプリも含めて、全て等しく厳格なApp Storeの審査ガイドラインにのっとった審査を行います。そして、その審査の中で、Appleのセカンドパーティーアプリの多くが実際審査を拒絶されるということがあります。拒絶された場合、Appleのデベロッパはアップデートを行わなくてはなりません。
- それから、Appleのアプリに関しては、App Tracking Transparency(ATT)を満たすように全てのアプリが求められております。当社はそのようなデータの収集および使用を行わないため、我々自身がトラッキングのプロンプトに関わるということは、これまでもありませんし、今後もございません。
- そして、Apple自身のサービスに関しては、我々が提供するサービスについて最高のプライバシーのスタンダードを維持することができているかどうか、ここを担保するために、それだけを見ているプライバシーリーガルのチームとエンジニアのチームが存在しております。



プライバシーポリシーの記述について、Apple IDとひもづかない限り、Appleは通常、Cookieや類似の技術を使用して収集したデータを非個人データとして取り扱いますという記述があります。日本の法律では、これらは個人データではないので、この記述で法的に問題があるというわけではないですが、ポリシーとしてAppleさんは、アプリでは広告IDは同意取得を必要としている、あるいはSafariでもサードパーティーCookieの利用は非常に制限されています。一方で、AppleさんがCookie等によってこれらのデータを収集する際、日本において事前の同意を取得していらっしゃらないと思います。これはポリシーと矛盾しているような気がしますが、どう考えていらっしゃいますでしょうか。【寺田構成員】

Apple Inc.

- 日本語の該当箇所を皆様にお見せすることができないんですけれども、英語版の該当箇所を読んでいただくと明確に御理解いただけると思いますが、実際我々としては、今御指摘いただいた内容と全く真逆のことをここで明確に言っておりまして、Cookieのデータで、IPアドレスに関連している、ないしは関連しているかもしれないものに関しては、これはパーソナルデータ、個人情報として我々はみなしていますということをここで書いております。
- Safariの関連でおっしゃっていたのは、インテリジェント・トラッキング・プリベンションという機能だと思いますが、これはサードパーティーのCookieと、それからファーストパーティーになりすましているサードパーティーのCookieをブロックするという機能になります。例えばオンラインストアで、ユーザーが様々なボタンをクリックして、オンラインストアで見て回っている内容に関して、Cookieを使って情報を取ることはできますが、我々はサードパーティーのCookieは使っていません。これは全てAppleのファーストパーティーデータです。
- 3点、明確に申し述べさせていただきます。まず1つ、Appleは、我々のサービスにおいて、Cookieを介して、個人情報、パーソナルデータの収集、それと思われるものの収集に関しては行っていません。また、Apple IDなどのデバイスが識別できるような情報、それをリファレンスするような情報の取得もCookieを介して行っていません。最後に、App Storeでの検索広告に関して最後おっしゃっていたと思うんですけれども、我々はサードパーティーのCookieは使っておりません。



例えば位置情報に関して、許諾を利用者が選択できるということがよく分かりました。利用者がこのデータなら取得されてもいいとするデータを取得すると理解いたしました。他方、その取得したデータをどのように管理するのかということは審査では求められないのでしょうか。また、リリース後の検査は不定期に行われるのでしょうか。【木村構成員】

Apple Inc.

- 取得したデータの使用目的をデベロッパはユーザーに表示しなければいけないということになっていて、その表示内容をパーパスストリングスと呼んでいます。パーパスストリングの内容に関してはアプリの審査の中で、我々のアプリ審査チームが審査をします。そして、示唆された目的以外の形で、その後データが使用されているような場合は、Appleにおいてアクションを取ります。これまでも実際にそういう事例は多くありまして、Appleが懲罰的なアクションをこれまで取ってきた内容を対外的にも公表しているドキュメントが多数存在しております。
- 検査については、まず、そもそもどういう目的でそのアプリが位置情報を使うのか、その目的が正当なものかどうかということ、アプリの審査の段階で確認します。正当な理由があって使うということであれば、実際の使用が目的にかなったものかどうかサンプリングで調査し、その段階で検査、評価をいたします。それ以外にもユーザーから苦情が寄せられたときなどに対応して調査をするということもありますし、それをメディア発表する、あるいは対策を取るということもしております。



プライバシーニュートリションラベルについて、アイコンなどを用いてビジュアライズし、また定型的な形で利用者情報の取扱いについて示していくというのは非常に有益な取組だと思って、注目しております。プライバシーニュートリションラベルを実装されている中で、重視されていることや、工夫している点、フィードバックを受けて改善された点、今後課題として改善していきたいと思われる点などがあれば、ぜひ具体的なところを教えてくださいませんか。【呂構成員】

Apple Inc.

- 実装する前というのは、デベロッパの間でも、情報を見せて大丈夫なのかという御懸念の声が結構ありました。特にデータをたくさん収集しているようなデベロッパです。ですので、まずもってデベロッパが正確な情報をこのラベルの中に記入していただくということが重要であり、デベロッパ、特にトップ1000のデベロッパが責任を持ってこのプライバシーニュートリションラベルの情報を正確にしているかどうかというところの調査を当社としてもしております。
- それぞれのラベルのカテゴリーに関連する個人情報と関係しないような形でデータを収集したり利用できるようにしようという健全な競争が、デベロッパの間でもっと起きると良かったのではないかと、私はいつも思っていました。ただ、すごく良い点は、この情報はApp Storeで全て公開されていますので、例えばデベロッパ同士を比較したいということであれば、誰でもいつでもその情報にアクセスして見ることができます。



App Storeレビューガイドラインでは、アプリによるトラッキングの説明画面の中で、インセンティブを提示してユーザーに同意を促したりすることは禁止されているという理解です。Appレビューガイドラインの3.2.2の6で禁止されていたのですが、現在、intentionally omittedとなっていて、その条項が削除されているのはなぜでしょうか。ほかのところに移動したのでしょうか、教えてください。また、そのほかの、トラッキングに関わらず、同意全般に対してそのようなルールが存在するという理解でよろしいでしょうか。

【太田構成員】

Apple Inc.

- 別途確認させてください。ただ、1つ言えることは、今でもアプリ審査の1つの項目として、おっしゃっていただいたように、アプリによるトラッキングや個人情報の収集に関して、ユーザーの同意を促すようなインセンティブの提示といったものは許可していません、禁止しています。それはそのままです。（注:ガイドライン5.1.2の記載を参照ください。「ユーザーが機能やコンテンツにアクセスしたり、アプリを利用したり、金銭やその他の報酬（ギフトカードやコードを含むが、これらに限定されない）を受け取ったりする際に、アプリがシステム機能（プッシュ通知、位置情報サービス、トラッキングなど）の有効化をユーザーに求めることは認められません。」）
- また、いかなる同意の取得に関して、トラッキング以外に関しても、同様です。